

【 報 告 1 】 資 料 ③

菊川町生活バス「縦ノ木・保木線」貨客混載
試行運行の実施について

下関市（菊川）生活バス貨客混載試行運行について（案）

1. 下関市（菊川）生活バスの利用状況

下関市（菊川）生活バス（以下「生活バス」）は、4台の車両で、定時定路線6路線、予約バス路線1路線の計7路線を運行し、平成30年4月から実施した利用料金のワンコイン化により、利用者数は、平成29年度の13,240人に対し、平成30年度は14,113人となり、対前年度比106.6%の増加となっている。

また、本年度4月から11月までの8か月間について、令和元年度と平成30年度の利用者数を比較すると、平成30年度が9,635人に対し、令和元年度が8,879人で、対前年度比92.2%となっており、課題としては、利用者数の伸びが低調化していることが挙げられる。

2. 貨客混載試行運行の取組概要

生活バス運行区間内の予約バス路線において、令和2年度予算成立を条件として生活バスを活用して貨客混載の試行運行を行うもの。

※ 現時点では予定であり、実施については令和元年度予算成立を条件とします。

取扱荷物は、小日本ふるさと市（直売所）（以下「ふるさと市」）に出荷をする農産品等を、生活バス路線（予約バス路線）沿いの農家宅付近で生活バスに積み込み、バスターミナルまで輸送し、その後、ふるさと市の方が荷物を引き取に来る。

3. 試行運行の内容

（1）運行方法：既存生活バス路線系統において、少量貨物（野菜、果物、穀物など）の運送を行う。

（2）対象路線：樅ノ木・保木線（予約バス路線）

（3）運賃：試行運転期間については無料。

（本格運行時は有料化を検討。）

（4）積載方法：市販の指定コンテナボックスを使用

コンテナ1個当たりの最大重量は20kg

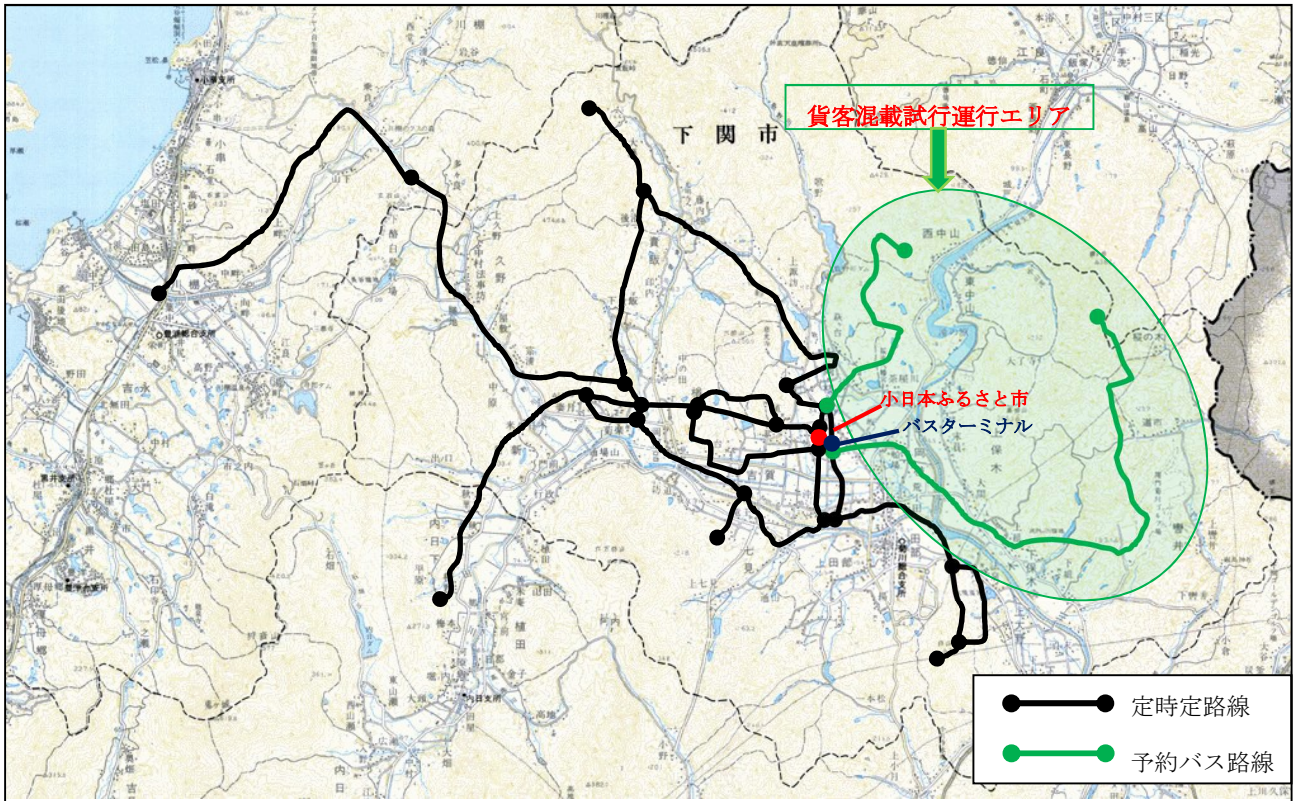
生活バスの後方座席を跳ね上げ、スペースを確保し特設柵棚を設置
柵棚にコンテナボックスを積載し、ゴムバンド等で固定。

（5）積載個数：後部座席を跳ね上げた所に、2列2行3段の12個積載

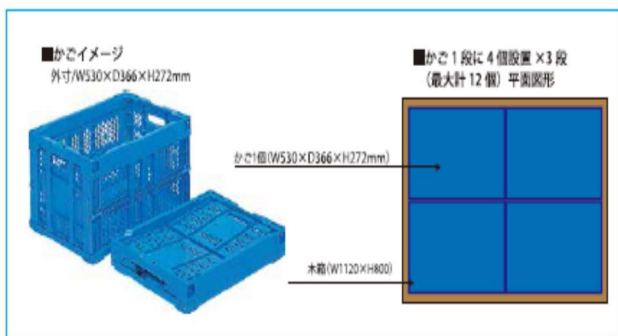
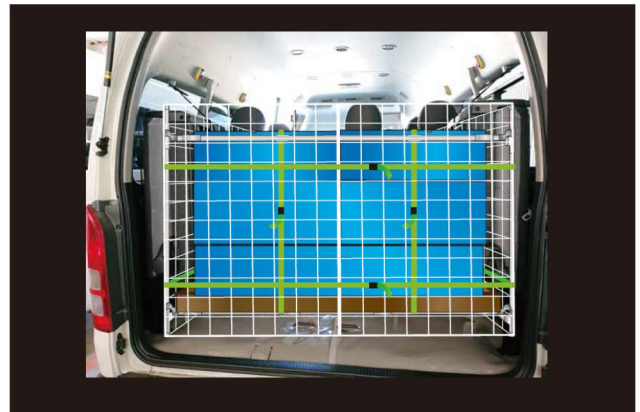
※ 生活バス乗車客席数は、常時9人の座席スペースを確保

※ 空きコンテナの返却輸送についても生活バスで同様に実施予定

●路線図（取組エリア）



●後部座席（跳ね上げ後）棚・コンテナ設置イメージ



4. 貨客混載によるメリット

(1) 生活バス路線の維持・向上

生活バスの利用者拡大を図るため、生活バスの空きスペースで荷物を輸送することにより、生活バス路線の生産性が向上し、生活バス路線網の維持につながる。

また、地域住民にとっては、生活バス路線が安定的に利用できることで、病院やスーパーマーケットなど多様な施設へアクセスでき、生活基盤の維持向上にもつながる。

(2) 中山間地域の高齢者における地域経済の活性化

中山間地域の農産物を、ふるさと市へ自家用車で運び出荷していた生産者が、高齢化により運転に不安を感じ、出荷が出来なくなる課題にも対応し、引き続き安心して農産物を生産できる環境支援を行うことで、地域経済の活性化や生きがい対策にも繋げることが出来る。

5. 貨客混載に係る道路運送法の取扱いについて

少子高齢化や人口減少が進み、貨物や旅客の輸送量が限られる過疎地域等において当該地区の住民の生活を支える物流網及び地域公共交通網を維持・確保し、その持続可能性を高める目的として、平成 28 年 3 月 31 日付け国土交通省自動車局長通知文により、「自家用有償旅客運送者（道路運送法）による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可の申請があったときは、運輸支局長は、定める要件を満たしている場合には、定める条件を付し、許可をする」ことができることとなった。

6. 取り組みスケジュール

- R 元年 5 月～ 生活バス貨客混載について、検討開始
山口運輸支局、地元関係事業者との調整を実施
- 12 月 24 日 下関市地域交通会議にて、実施予定の報告、意見聴取
(令和 2 年度予算成立を条件として)
- R 2 年 4 月～ 試行運行開始に係る関係事業者との打ち合わせ開始
- 7 月～ 貨客混載試行運行開始
- 12 月 貨客混載試行運行終了
- R 3 年 1 月～ 試行運行の検証結果を元に、今後の運用方法について検討を行い
R3 年度からの貨客混載事業本格運行に向け、許可申請等準備